

第七十二号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。
第三条中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第十二条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項第二号を削り、同項第一号中「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、」を削り、「前項第一号及び第三号から第六号まで」を「前項第二号から第五号まで」に改め、「（以下「教育五級相当職員」という。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 扶養親族たる子（前項第一号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。） 一万三千円

第十二条第四項中「（以下「特定期間にある子」という。）」を削り、「当該特定期間にある子」を「当該期間にある当該扶養親族たる子」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十三条の三第一項第二号中「又はパートナーシップ関係の相手方（」を「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情

にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）（「」に改める。）

第十四条第三項第一号中「いう。」を「いう。」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号中「定める額（」の下に「第十四条の三第一項の規定に基づく在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員並びに」を加え、「支給月数」を「支給対象期間につき第一項各号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数（以下「支給月数」という。）」に改め、同項第三号中「（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給月数を乗じて得た額）」を削り、同条第四項中「でその利用が人事委員会の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを」（次項及び第六項において「新幹線鉄道等」という。）に、「の二分の一に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に支給月数を乗じて得た額）」を「に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）」に改め、同条第五項中「同項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会が定める職員に限る。）その他前項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 運賃等相当額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第三項第二号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、十五万円に支給月数を乗じて得た額とする。

第十四条の二第一項中「又は在勤する学校の移転」を「、在勤する学校の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと（以下この項において「異動等」という。）」に、「異動又は学校の移転」を「異動等」に改め、同条の次に次の一条

を加える。

(在宅勤務等手当)

第十四条の三 住居その他これに準ずるものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第二十一条の二第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「指定し」を「指定し、」に、「勤務しなかつた」を「勤務をしなかつた」に改め、同条第二項中「週休日又は休日以外の日の午前零時から午前五時までの間」を「午後十時から翌日の午前五時までの間(週休日又は休日に含まれる時間を除く。)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「に定める額」の下に「(前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に百分の百五十を乗じて得た額)」を加え、同項第一号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、この額に百分の百五十を乗じて得た額)」を削る。

第二十二条第三項中「(平成三年法律第百十号)」を削る。

第二十四条の四第二項中「から第十三条まで」を「、第十二条」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第二条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和八年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第十二条の規定の適用については、同条第一項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第六号に掲げる者に係る扶養手当は、第三項第二号に規定する教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものに対しては支給しない。」と、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは

「五 重度心身障害者

六 第十三条の三第一項第二号に規定する配偶者又は同号に規定するパートナーシップ関係の相手方」

と、同条第三項第

一号中「一万三千元」とあるのは「一万一千五百円」と、同項中

「二 扶養親族たる父母等(前項第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下同じ。) 六千円(教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの扶養親族たる父母等 三千円)

とあるのは

「二 扶養親族たる父母等(前項第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下同じ。) 六千円(教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの扶養親族たる父母等 三千円)

三 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方(前項第六号に掲げる者をいう。) 三千円」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第三条 改正後の条例第十四条第五項及び第十四条の二第一項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者についても適用する。

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等に伴い、学校職員の給与を改定する必要がある。